

鳥取県水道施設耐震化等補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 6 日

第 201600038292 号

最終改正 平成 30 年 4 月 10 日

第 201700151237 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条に基づき鳥取県水道施設耐震化等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を推進することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」（平成 30 年 4 月 10 日付厚生労働省発生食 0410 第 1 号）（以下「交付金交付要綱」という。）第 6 並びに「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」（平成 30 年 4 月 10 日付健発 0410 第 1 号・生食発 0410 第 1 号）（以下「交付金取扱要領」という。）第 3 に該当する事業（ただし保健衛生施設等関連事業を除く。以下「補助事業」という。）を行う交付金取扱要領第 2 の 1 に該当する者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、交付金取扱要領第 7 で定める算定方法により得た額（以下「補助対象経費」という。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。

3 補助事業者は、当該事業実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行うものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、交付申請書を提出するに当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事その財源に充当する国の交付金の交付申請をしてから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

- 第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。
- (1) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合
 - ア 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
 - イ 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
 - ウ 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
 - (2) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合
 - (3) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合
 - ア 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合
 - イ 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

(4) 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

2 第4条の規定は、変更（中止・廃止）申請承認申請について準用する。この場合において、同項中「規則第5条」とあるのは「規則第12条」と読み替えるものとする。

3 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付申請をしてから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする（国の交付金の既内示範囲内で変更等の承認を行う場合は除く。）。

（実績報告）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合においては、補助事業の完了の日から15日を経過する日、又は交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合においては、補助事業の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日、又は交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(3) 規則第17条第1項第3号の場合においては、交付決定年度の翌年度の4月15日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第1項第1号の場合は様式第4号、第1項第2号の場合は様式第5号、第1項第3号の場合は様式第6号によるものとする。

3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類は、補助事業の実施内容が分かる資料とする。

4 規則第17条第3項の報告は様式第5号によるものとし、交付決定年度の2月10日までに提出すること。

5 補助事業者は、第4条第3項により交付の申請を行った場合において、実績報告書（第1項第3号の実績報告を除く。）を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

6 補助事業者は、第4条第3項により交付の申請を行った場合において、実績報告書（第1項第3号の実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を様式7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その金額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の管理)

第9条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については厚生労働大臣が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものとする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金等の内示」とあるのは「処分について国に承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

4 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を様式第8号により作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則（平成28年4月6日第201600038292号）

この要綱は、平成28年4月6日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則（平成29年9月20日第201700151237号）

この改正は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年4月10日第201800188661号）

この改正は、平成30年4月10日から施行し、平成30年度事業から適用する。